

山梨県 消費生活条例

平成18年4月1日施行

消費者と事業者との間の取引に関するトラブルは、年々増加を続け、その内容も複雑・多様化しています。このような状況の変化に対応するため、山梨県では、「山梨県消費生活の保護に関する条例」の全部を改正して「山梨県消費生活条例」とし、平成17年12月22日に公布しました。

● 改正のポイント ●

1. 「消費者の権利」を明記とともに、「消費者の権利の尊重と自立支援」を基本理念として規定
2. 事業者の不適正な行為による消費者被害を防止するため、「不当な取引行為」の対象を拡大し、規制を強化
3. 事業者に対する指導の充実・強化を図るため、立入調査や報告徴収等の権限を拡充・強化
4. 被害の未然防止・拡大防止を図るため、事業者名を含めた情報の提供について明記
5. 消費者の意見を施策に反映させる具体的手続きとして「知事に対する申出制度」を新設



山梨県

■ 基本理念

消費者の権利の尊重と自立支援（3条）

- ・消費生活における基本的な需要が満たされ、健全な生活環境が確保される中で「消費者の権利」を尊重し、「消費者の自立を支援」する旨を規定しました。

消費者の権利

安全が確保される権利



自主的・合理的な選択の機会が確保される権利



必要な情報や教育の機会が提供される権利



消費者の意見が施策に反映される権利



消費者の被害が適切かつ迅速に救済される権利



の主な内容

■ 消費者契約の適正化

事業者が消費者との間で行う取引について段階別に7つの行為を「不当取引行為」として類型化し当該行為を禁止します。(16条)

不当取引行為

1 不当勧誘(情報提供)

重要情報を告げず
または誤解を招く
ような情報を
提供するなど
して勧誘



2 不当勧誘(方法)

執拗に勧誘したり
判断力の不足に
乗じたり、
威迫困惑
させるよ
うな勧誘



3 不当な契約締結

消費者に不当な
不利益をもたら
すこととなる
内容の契約
を締結



4 不当な履行請求

不当な手段を用いて
債務の履行を
請求し、又は
債務を履行
させる行為



5 不当な債務履行拒否

債務の履行を不当
に拒否したり
変更したり遅
らせたり中止
する行為



6 解除妨害・不当な解除拒否

正当な根拠に基づ
く契約の解除等
を拒否したり
妨害したり
する行為



7 与信契約に関する不当行為

販売業者の不当な行為を知りながら、与信契約を締結させたり、
債務の履行を不当に強要する行為



■ その他

● 知事に対する申出

条例の規定に違反し、又は条例に定める措置がとられていないことにより消費者の権利が侵されている疑いがあるとき、県民は知事に対して適切な措置を講じるよう求めることができます。(30条)

● 報告及び立入調査、指導及び勧告

安全の確保、表示等の適正化、不当な取引の防止、生活関連商品の需給の安定のため、報告徴収や立入調査を実施(33条)とともに、指導や勧告(11条、15条、17条、27条)を通じて、事業者に対する指導の充実・強化を図ります。



● 情報提供

被害の発生や拡大を防止する必要があるときは、被害防止情報(危険な商品や役務の種類、不当な取引行為を行っている事業者名等)を消費者に提供します。(12条、18条)



消費生活センターは 山梨県県民生活センター として生まれ変わります。

- 消費生活センターは、県民相談センターとの統合により、

県民情報プラザ2階

(地方相談室については、南都留合同庁舎1階)

に移転するとともに、

名称を**山梨県県民生活センター**
に変更します。

平成18年4月1日から



- 場所／県民生活センター 甲府市丸の内一丁目8-5 県民情報プラザ2階

地方相談室 都留市田原三丁目3-3 南都留合同庁舎1階

- 相談受付／平日の午前8時30分から午後5時まで

- 相談電話／県民生活センター 055-235-8455

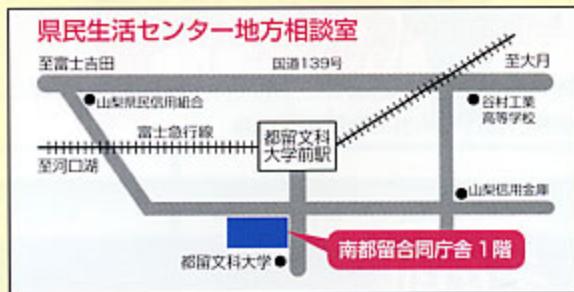
※消費生活以外の法律相談、行政相談については、055-223-1366

地方相談室 0554-45-5038

0554-45-7843



※消費生活以外の相談（従来、県民相談センターで対応していた交通事故、労働、内職、土地
住宅等に関する法律相談や行政相談）についても引き続き県民生活センターで対応します。



『しまった』『困った』『だまされた』
と思ったときは、一人で悩まず、まず相談

できるだけ、早めに県民生活センターや
お住まいの市町村（消費者行政担当課）に相談してください。

※相談は無料！プライバシーは守られます。

『消費生活に関する出前講座』も実施しています。
お気軽にご相談ください！

